

独立行政法人福祉医療機構業務方法書 新旧対照表 (改正部分のみ)

新	旧																				
<p>(貸付対象) 第4条 機構法第12条第1項第1号の規定に基づく貸付けの対象となる社会福祉事業施設は、次の表の「貸付対象施設」の欄に掲げる施設とし、貸付けの相手方は、同表の「貸付対象施設」の区分に応じ「貸付けの相手方」の欄に掲げる者とする。</p>	<p>(貸付対象) 第4条 機構法第12条第1項第1号の規定に基づく貸付けの対象となる社会福祉事業施設は、次の表の「貸付対象施設」の欄に掲げる施設とし、貸付けの相手方は、同表の「貸付対象施設」の区分に応じ「貸付けの相手方」の欄に掲げる者とする。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="185 403 730 440">貸付対象施設</th> <th data-bbox="734 403 1064 440">貸付けの相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="185 443 730 480">ア～ウ (略)</td> <td data-bbox="734 443 1064 480">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 483 730 671">エ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設(児童厚生施設のうち児童遊園を除く。)</td> <td data-bbox="734 483 1064 671">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 675 730 940">オ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人福祉施設(老人福祉センターを除く。また、<u>軽費老人ホームのうちA型及びB型にあつては、第17条第2項第1号及び第2号に該当する場合に限る。</u>)</td> <td data-bbox="734 675 1064 940">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 943 730 1436">サ アからコまでに掲げるもののほか、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業に係る施設(児童厚生施設のうち児童遊園及び老人福祉センターを除く。また、<u>軽費老人ホームのうちA型及びB型にあつては、第17条第2項第1号及び第2号に該当する場合に限る。</u>)</td> <td data-bbox="734 943 1064 1436"> ア 社会福祉法人 イ 日本赤十字社 ウ 施行令第2条第2号及び第4号に規定する医療法人 エ 施行令第2条第4号及び第4号の3に規定する一般社団法人又は一般財団法人若しくは同条第7号に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う法人(一般社団法人又は一般財団 </td> </tr> </tbody> </table>	貸付対象施設	貸付けの相手方	ア～ウ (略)	(略)	エ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設(児童厚生施設のうち児童遊園を除く。)	(略)	オ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人福祉施設(老人福祉センターを除く。また、 <u>軽費老人ホームのうちA型及びB型にあつては、第17条第2項第1号及び第2号に該当する場合に限る。</u>)	(略)	サ アからコまでに掲げるもののほか、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業に係る施設(児童厚生施設のうち児童遊園及び老人福祉センターを除く。また、 <u>軽費老人ホームのうちA型及びB型にあつては、第17条第2項第1号及び第2号に該当する場合に限る。</u>)	ア 社会福祉法人 イ 日本赤十字社 ウ 施行令第2条第2号及び第4号に規定する医療法人 エ 施行令第2条第4号及び第4号の3に規定する一般社団法人又は一般財団法人若しくは同条第7号に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う法人(一般社団法人又は一般財団	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1176 403 1720 440">貸付対象施設</th> <th data-bbox="1724 403 2054 440">貸付けの相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1176 443 1720 480">ア～ウ (略)</td> <td data-bbox="1724 443 2054 480">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 483 1720 671">エ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設</td> <td data-bbox="1724 483 2054 671">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 675 1720 940">オ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人福祉施設(<u>軽費老人ホームのうちA型及びB型並びに老人福祉センターを除く。</u>)</td> <td data-bbox="1724 675 2054 940">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 943 1720 1436">カ～ク (略)</td> <td data-bbox="1724 943 2054 1436"> ア 社会福祉法人 イ 日本赤十字社 ウ 施行令第2条第2号及び第4号に規定する医療法人 エ 施行令第2条第4号及び第4号の3に規定する一般社団法人又は一般財団法人若しくは同条第7号に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う法人(一般社団法人又は一般財団 </td> </tr> </tbody> </table>	貸付対象施設	貸付けの相手方	ア～ウ (略)	(略)	エ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設	(略)	オ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人福祉施設(<u>軽費老人ホームのうちA型及びB型並びに老人福祉センターを除く。</u>)	(略)	カ～ク (略)	ア 社会福祉法人 イ 日本赤十字社 ウ 施行令第2条第2号及び第4号に規定する医療法人 エ 施行令第2条第4号及び第4号の3に規定する一般社団法人又は一般財団法人若しくは同条第7号に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う法人(一般社団法人又は一般財団
貸付対象施設	貸付けの相手方																				
ア～ウ (略)	(略)																				
エ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設(児童厚生施設のうち児童遊園を除く。)	(略)																				
オ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人福祉施設(老人福祉センターを除く。また、 <u>軽費老人ホームのうちA型及びB型にあつては、第17条第2項第1号及び第2号に該当する場合に限る。</u>)	(略)																				
サ アからコまでに掲げるもののほか、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業に係る施設(児童厚生施設のうち児童遊園及び老人福祉センターを除く。また、 <u>軽費老人ホームのうちA型及びB型にあつては、第17条第2項第1号及び第2号に該当する場合に限る。</u>)	ア 社会福祉法人 イ 日本赤十字社 ウ 施行令第2条第2号及び第4号に規定する医療法人 エ 施行令第2条第4号及び第4号の3に規定する一般社団法人又は一般財団法人若しくは同条第7号に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う法人(一般社団法人又は一般財団																				
貸付対象施設	貸付けの相手方																				
ア～ウ (略)	(略)																				
エ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設	(略)																				
オ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人福祉施設(<u>軽費老人ホームのうちA型及びB型並びに老人福祉センターを除く。</u>)	(略)																				
カ～ク (略)	ア 社会福祉法人 イ 日本赤十字社 ウ 施行令第2条第2号及び第4号に規定する医療法人 エ 施行令第2条第4号及び第4号の3に規定する一般社団法人又は一般財団法人若しくは同条第7号に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う法人(一般社団法人又は一般財団																				

新		旧	
	法人に限る。)オ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(左欄に掲げる施設のうち、障害者自立支援法第5条第10項に規定する共同生活介護又は同条第16項に規定する共同生活援助を行う事業に係る施設に限る。)		法人に限る。)オ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(左欄に掲げる施設のうち、障害者自立支援法第5条第10項に規定する共同生活介護(以下第6条において「共同生活介護」という。))又は同条第16項に規定する共同生活援助(以下第6条において「共同生活援助」という。))を行う事業に係る施設に限る。)
シ～ツ (略)	(略)	シ～ツ (略)	(略)
2～4 (略) (貸付金の使途)		2～4 (略) (貸付金の使途)	
第6条 第4条第1項の表のアからタまでに掲げる施設に対する貸付金の使途は、当該施設の設置、整備又は経営に必要な資金(有料老人ホーム、高齢者総合福祉センター及び在宅介護サービスセンターについては、経営に必要な資金を除く。)で次の各号に掲げるものとする。ただし、旧償返済資金又は転貸資金は融通しない。		第6条 第4条第1項の表のアからタまでに掲げる施設に対する貸付金の使途は、当該施設の設置、整備又は経営に必要な資金(同項の表のサに掲げる施設のうち有料老人ホーム、高齢者総合福祉センター及び在宅介護サービスセンターについては、経営に必要な資金を除く。また、同項の表のサに係る「貸付けの相手方」の欄のオに掲げる者が行う事業に係る施設については、当該施設の消防用設備を設置するために必要な設置・整備資金に限る。)で次の各号に掲げるものとする。ただし、旧償返済資金又は転貸資金は融通しない。	
(1) 設置・整備資金 ア 建築資金 イ 設備備品整備資金 ウ 施設の用に供するための土地取得資金 (2) 経営資金 施設の経営に必要な資金		(1) 設置・整備資金 ア 建築資金 イ 設備備品整備資金 ウ 施設の用に供するための土地取得資金 (2) 経営資金 施設の経営に必要な資金	
2・3 (略)		2・3 (略)	

新	旧
<p>(利子を徴しない貸付金)</p> <p>第8条 社会福祉法人が設置する別表1の左欄に掲げる施設であって、その老朽の程度が次の各号に定めるところにより算定した数を連乗して得た数が4,500以下であるものの整備事業のために、昭和42年度から平成27年度までの間において当該社会福祉法人に対し貸し付ける貸付金については、前条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。ただし、当該整備事業につき都道府県又は市町村（特別区を含む。）の補助が行われ、かつ、当該補助につき国の補助が行われるものである場合に限る。</p> <p>(1) 別表2の第1項から第3項までの各項の該当する欄の右端に掲げる数を合計して得た数に、根継ぎした柱が半数以上あるときは0.8を、半数未満あるときは0.9を、根継ぎした柱がないときは1を乗じ、これに50を加算して得た数</p> <p>(2) 別表3の第1項から第7項までの各項の該当する欄の右端に掲げる数を合計して得た数</p> <p>(3) 別表4の第1項から第3項までの各項の該当する欄の記号の組合せにより別表5から得た係数</p> <p>2 社会福祉法人が設置する別表1の左欄に掲げる施設であって、その老朽の程度が前項各号に定めるところにより算定した数を連乗して得た数が5,500以下であり、かつ、当該各施設の居室について、別表1の右欄に掲げる基準定員を満たす居室とするものの整備事業のために、平成元年度から平成27年度までの間において当該社会福祉法人に対し貸し付ける貸付金については、前条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。</p> <p>3 社会福祉法人が設置する別表1の左欄に掲げる施設であって、次の各号のいずれかに該当するブロック造りのものの整備事業のために、昭和57年度から平成27年度までの間において当該社会福祉法人に対し貸し付ける貸付金については、前条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。この場合においては、第1項ただし書の規定を準用する。</p> <p>(1) 当該施設が昭和35年以前に建築されたもの</p> <p>(2) 当該施設が建築された年度から起算した当該施設に係る経過期間が、別表6に定める年数を超えない期間内に老朽化したもの。この場合において、その老朽の程度は、別表7に定めるところにより算定して得た現存率が70パーセント以下のものとする。</p>	<p>(利子を徴しない貸付金)</p> <p>第8条 社会福祉法人が設置する別表1の左欄に掲げる施設であって、その老朽の程度が次の各号に定めるところにより算定した数を連乗して得た数が4,500以下であるものの整備事業のために、昭和42年度から平成22年度までの間において当該社会福祉法人に対し貸し付ける貸付金については、前条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。ただし、当該整備事業につき都道府県又は市町村（特別区を含む。）の補助が行われ、かつ、当該補助につき国の補助が行われるものである場合に限る。</p> <p>(1) 別表2の第1項から第3項までの各項の該当する欄の右端に掲げる数を合計して得た数に、根継ぎした柱が半数以上あるときは0.8を、半数未満あるときは0.9を、根継ぎした柱がないときは1を乗じ、これに50を加算して得た数</p> <p>(2) 別表3の第1項から第7項までの各項の該当する欄の右端に掲げる数を合計して得た数</p> <p>(3) 別表4の第1項から第3項までの各項の該当する欄の記号の組合せにより別表5から得た係数</p> <p>2 社会福祉法人が設置する別表1の左欄に掲げる施設であって、その老朽の程度が前項各号に定めるところにより算定した数を連乗して得た数が5,500以下であり、かつ、当該各施設の居室について、別表1の右欄に掲げる基準定員を満たす居室とするものの整備事業のために、平成元年度から平成22年度までの間において当該社会福祉法人に対し貸し付ける貸付金については、前条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。</p> <p>3 社会福祉法人が設置する別表1の左欄に掲げる施設であって、次の各号のいずれかに該当するブロック造りのものの整備事業のために、昭和57年度から平成22年度までの間において当該社会福祉法人に対し貸し付ける貸付金については、前条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。この場合においては、第1項ただし書の規定を準用する。</p> <p>(1) 当該施設が昭和35年以前に建築されたもの</p> <p>(2) 当該施設が建築された年度から起算した当該施設に係る経過期間が、別表6に定める年数を超えない期間内に老朽化したもの。この場合において、その老朽の程度は、別表7に定めるところにより算定して得た現存率が70パーセント以下のものとする。</p>

新	旧
<p>4 社会福祉法人が設置する別表1の左欄に掲げる施設であって、その老朽の程度が別表7に定めるところにより算定して得た現存率が70パーセント以下である鉄筋造りのものの整備事業のために、平成2年度から平成27年度までの間において当該社会福祉法人に対し貸し付ける貸付金については、前条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。この場合においては、第1項ただし書の規定を準用する。</p>	<p>4 社会福祉法人が設置する別表1の左欄に掲げる施設であって、その老朽の程度が別表7に定めるところにより算定して得た現存率が70パーセント以下である鉄筋造りのものの整備事業のために、平成2年度から平成22年度までの間において当該社会福祉法人に対し貸し付ける貸付金については、前条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。この場合においては、第1項ただし書の規定を準用する。</p>
<p>第12条 社会福祉法人が設置する社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業に係る施設であって、土砂災害等の危険区域等として都道府県等に指定されている区域内に設置されているもののうち、当該区域から危険区域等として指定されていない区域等へ移転するものの整備のために、昭和62年度から平成27年度までの間において当該社会福祉法人に対し貸し付ける貸付金については、第7条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。この場合においては、第8条第1項ただし書の規定を準用する。 (償還期間及び据置期間)</p>	<p>第12条 社会福祉法人が設置する社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業に係る施設であって、土砂災害等の危険区域等として都道府県等に指定されている区域内に設置されているもののうち、当該区域から危険区域等として指定されていない区域等へ移転するものの整備のために、昭和62年度から平成22年度までの間において当該社会福祉法人に対し貸し付ける貸付金については、第7条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。この場合においては、第8条第1項ただし書の規定を準用する。 (償還期間及び据置期間)</p>
<p>第16条 第4条の規定による貸付金の償還期間は、次の各号に定めるところによるものとする。 (1) 設置・整備資金 ア 耐火構造による建築資金（附帯施設等の整備資金を含む。） （ア） 第4条第1項の表のアからタまでに掲げる施設及び同条第4項に掲げる事業 <u>30年以内</u> （イ） 略 イ・ウ 略 エ 施設の用に供するための土地取得資金 （ア） 第4条第1項の表のアからタまでに掲げる施設及び同条第4項に掲げる事業 <u>30年以内</u> （イ） 略 (2) 経営資金 施設の経営に必要な資金 <u>5年以内</u>（ただし、災害又は感染症等当該施設の責に帰することができない事由により機能を停止した場合にあっては、機構の理事長が別に定める。）</p>	<p>第16条 第4条の規定による貸付金の償還期間は、次の各号に定めるところによるものとする。 (1) 設置・整備資金 ア 耐火構造による建築資金（附帯施設等の整備資金を含む。） （ア） 第4条第1項の表のアからタまでに掲げる施設及び同条第4項に掲げる事業 <u>25年以内</u> （イ） 略 イ・ウ 略 エ 施設の用に供するための土地取得資金 （ア） 第4条第1項の表のアからタまでに掲げる施設及び同条第4項に掲げる事業 <u>25年以内</u> （イ） 略 (2) 経営資金 施設の経営に必要な資金 <u>5年以内</u></p>
<p>2 前項の規定による貸付金の据置期間は、次の各号に定めるところによるものとする。 (1) 設置・整備資金</p>	<p>2 前項の規定による貸付金の据置期間は、次の各号に定めるところによるものとする。 (1) 設置・整備資金</p>

新	旧
<p>ア 設置・整備資金（特定民間福祉施設に係る設備備品整備資金を除く。） 3年以内</p> <p>イ （略）</p> <p>(2) 経営資金 6月以内 <u>（ただし、災害又は感染症等当該施設の責に帰することができない事由により機能を停止した場合にあっては、機構の理事長が別に定める。）</u></p> <p>（貸付金の限度額）</p> <p>第17条 貸付金の限度額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 第4条第1項の表のアからスまでに掲げる施設及び同条第4項に掲げる事業については、次のいずれか低い額</p> <p>ア <u>所要資金の100分の75。ただし、次の(ア)から(オ)に掲げるものについては、それぞれ(ア)から(オ)に掲げる額</u></p> <p><u>(ア) 旧法に規定する知的障害者援護施設、旧法に規定する身体障害者更生援護施設及び旧法に規定する精神障害者社会復帰施設 所要資金の100分の50</u></p> <p><u>(イ) 別表9に掲げる施設及び事業並びに特定有料老人ホーム 所要資金の100分の70</u></p> <p><u>(ウ) 別表10に掲げる施設及び事業 所要資金の100分の80</u></p> <p><u>(エ) 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム（入所定員が30名以上であるものに限る。）及び軽費老人ホーム（入所定員が30名以上であるものに限る。）であって改築のための貸付け 所要資金の100分の90</u></p> <p><u>(オ) 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成15年政令第516号）附則第21条第1項第1号、第2号又は第4号の規定により、独立行政法人国立病院機構から国立病院等（独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）附則第16条の規定による改正前の厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第16条第1項に規定する国立病院又は国立療養所をいう。以下同じ。）の用に供されている資産を減額した価額で譲渡を受ける場合の資産の貸付け 所要資金の100分の100</u></p> <p>イ 担保による貸付けについては、その担保評価額の100分の70</p> <p>(2) 特定民間福祉施設については、<u>所要資金の100分の70</u></p> <p>(3) 通所等施設及び在宅サービス事業については、<u>所要資金の100分の70</u></p>	<p>ア 設置・整備資金（特定民間福祉施設に係る設備備品整備資金を除く。） 3年以内 <u>（ただし、償還期間が5年以内の貸付けについては、1年以内とする。）</u></p> <p>イ （略）</p> <p>(2) 経営資金 6月以内</p> <p>（貸付金の限度額）</p> <p>第17条 貸付金の限度額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 第4条第1項の表のアからスまでに掲げる施設及び同条第4項に掲げる事業については、次のいずれか低い額とする。</p> <p>ア <u>第4条第1項の表のア、ウ、エ、オ、キ、ク、コ、サ及びシに掲げる施設及び同条第4項に掲げる事業については所要資金の100分の75（別表9に掲げる社会福祉事業施設については100分の80、独立行政法人国立病院機構法施行令（平成15年政令第516号）附則第21条第1項第1号、第2号又は第4号の規定により、独立行政法人国立病院機構から国立病院等（独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）附則第16条の規定による改正前の厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第16条第1項に規定する国立病院又は国立療養所をいう。以下同じ。）の用に供されている資産を減額した価額で譲渡を受ける場合の資産の貸付けについては100分の100）、旧法に規定する知的障害者援護施設、旧法に規定する身体障害者更生援護施設、旧法に規定する精神障害者社会復帰施設及び特定有料老人ホームについては所要資金の100分の70</u></p> <p>イ 担保による貸付けについては、その担保評価額の100分の70</p> <p>(2) 特定民間福祉施設については所要資金の100分の70</p> <p>(3) 通所等施設及び在宅サービス事業については所要資金の100分の70</p>

新	旧																
<p>2 次の各号に該当する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、機構の理事長が別に定める。</p> <p>(1) 災害復旧のための整備事業のために貸付けを行う場合</p> <p>(2) 別表8に掲げる木造施設の整備事業であって、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第4条第1項及び第3項又は地震防災対策特別措置法(平成7年法律第110号)第4条第1項及び第3項の規定により国の負担又は補助の特例の適用を受けて実施する改築又は改修事業のために貸付けを行う場合</p> <p>(3) 環境・エネルギー対策のために貸付けを行う場合 (貸付対象)</p> <p>第22条 機構法第12条第1項第2号の規定に基づく貸付けの対象となる施設は、次の表の「貸付対象施設」の欄に掲げる施設(以下「医療関係施設」という。)とし、貸付けの相手方は、同表の「貸付対象施設」の区分に応じ「貸付けの相手方」の欄に掲げる者とする。</p> <table border="1" data-bbox="185 707 1066 1209"> <thead> <tr> <th>貸付対象施設</th> <th>貸付けの相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>施行令第3条第5号に規定する施設のうち、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士又は歯科衛生士を養成する施設(以下「医療従事者養成施設」という。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>(貸付金の使途)</p> <p>第23条 前条の規定による貸付金の使途は、医療関係施設又は指定訪問看護事業の設置、整備又は経営に必要な資金で次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 設置・整備資金</p> <p>ア (略)</p>	貸付対象施設	貸付けの相手方	(略)	(略)	施行令第3条第5号に規定する施設のうち、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士又は歯科衛生士を養成する施設(以下「医療従事者養成施設」という。)	(略)	(削除)	(削除)	<p>(貸付対象)</p> <p>第22条 機構法第12条第1項第2号の規定に基づく貸付けの対象となる施設は、次の表の「貸付対象施設」の欄に掲げる施設(以下「医療関係施設」という。)とし、貸付けの相手方は、同表の「貸付対象施設」の区分に応じ「貸付けの相手方」の欄に掲げる者とする。</p> <table border="1" data-bbox="1171 707 2051 1209"> <thead> <tr> <th>貸付対象施設</th> <th>貸付けの相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>施行令第3条第5号に規定する施設(以下「医療従事者養成施設」という。)のうち、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士又は歯科衛生士を養成する施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>医療従事者養成施設のうち、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師を養成する施設</td> <td>ア 個人 イ 一般社団法人又は一般財団法人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>(貸付金の使途)</p> <p>第23条 前条の規定による貸付金の使途は、医療関係施設又は指定訪問看護事業の設置、整備又は経営に必要な資金で次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 設置・整備資金</p> <p>ア (略)</p>	貸付対象施設	貸付けの相手方	(略)	(略)	施行令第3条第5号に規定する施設(以下「医療従事者養成施設」という。)のうち、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士又は歯科衛生士を養成する施設	(略)	医療従事者養成施設のうち、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師を養成する施設	ア 個人 イ 一般社団法人又は一般財団法人
貸付対象施設	貸付けの相手方																
(略)	(略)																
施行令第3条第5号に規定する施設のうち、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士又は歯科衛生士を養成する施設(以下「医療従事者養成施設」という。)	(略)																
(削除)	(削除)																
貸付対象施設	貸付けの相手方																
(略)	(略)																
施行令第3条第5号に規定する施設(以下「医療従事者養成施設」という。)のうち、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士又は歯科衛生士を養成する施設	(略)																
医療従事者養成施設のうち、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師を養成する施設	ア 個人 イ 一般社団法人又は一般財団法人																

新		旧	
<p>イ 医療関係施設又は事業所の増築、改築若しくは移転に必要な建築資金（建物の購入又は賃借に要する資金を含む。）又は土地取得資金（以下「増改築資金」といい、「甲種増改築資金」と「乙種増改築資金」に区分する。）であって、次の表の「施設又は事業の種類」の区分に応じ「貸付金の使途」の欄に掲げるもの</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 乙種増改築資金</p>		<p>イ 医療関係施設又は事業所の増築、改築若しくは移転に必要な建築資金（建物の購入又は賃借に要する資金を含む。）又は土地取得資金（以下「増改築資金」といい、「甲種増改築資金」と「乙種増改築資金」に区分する。）であって、次の表の「施設又は事業の種類」の区分に応じ「貸付金の使途」の欄に掲げるもの</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 乙種増改築資金</p>	
施設又は事業の種類	貸付金の使途	施設又は事業の種類	貸付金の使途
病院 有床診療所	<p>(1) 甲種増改築資金に該当しない病院又は有床診療所（いずれも、その経営に関し特に必要と認められる看護師宿舎等の附属施設を含む。）の建築資金。ただし、医療法第30条の11の規定に基づく勧告に従わなかった場合を除く。</p> <p>(2) <u>当該施設の用に供するための土地取得資金</u>であって、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>ア <u>社会医療法人が当該病院の用に供するためのもの</u></p> <p>イ <u>未耐震の医療機関（未耐震と証明された建物及び耐震診断の結果 I s 値が0.6未満の建物をいう。以下同じ。）が行う耐震化整備に係るものであって、当該病院の用に供するためのもの</u></p>	病院 有床診療所	<p>甲種増改築資金に該当しない病院又は有床診療所（いずれも、その経営に関し特に必要と認められる看護師宿舎等の附属施設を含む。）の建築資金。ただし、医療法第30条の11の規定に基づく勧告に従わなかった場合を除く。</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>ウ 医療関係施設又は指定訪問看護事業に必要な機械器具の購入に必要な資金（以下「機械購入資金」という。）であって、次に掲げるもの</p> <p>(ア) 新設に伴い必要なもの（病院及び助産所を除く。）</p> <p>(イ) 機能充実のために必要なもので、機構が別に定めるもの（<u>病院を除く。</u>）</p> <p>(ウ) 災害の復旧のために必要なもの（<u>病院を除く。</u>）</p> <p>(エ) <u>民間金融機関が融資しない高額の医療機器（病院に限る。）</u></p> <p>(2) 長期運転資金</p> <p>ア 医療関係施設の経営に必要な長期運転資金であって、次に掲げるもの</p>		<p>ウ 医療関係施設（<u>病院を除く。</u>）又は指定訪問看護事業に必要な機械器具の購入に必要な資金（以下「機械購入資金」という。）であって、次に掲げるもの</p> <p>(ア) 新設に伴い必要なもの（助産所を除く。）</p> <p>(イ) 機能充実のために必要なもので、機構が別に定めるもの</p> <p>(ウ) 災害の復旧のために必要なもの</p> <p>(2) 長期運転資金</p> <p>ア 医療関係施設の経営に必要な長期運転資金であって、次に掲げるもの</p>	

新	旧																									
<p>(ア) 新設に伴い必要なもの(病院及び助産所を除く。)</p> <p>(イ) 災害の復旧のために必要なもの</p> <p><u>(ウ) 感染症等当該施設の責に帰することができない事由により機能を停止したことに伴い必要なもの</u></p> <p><u>(エ) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営の安定化を図るために必要なもので、機構が別に定めるもの(以下「経営安定化資金」という。)</u></p> <p>イ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(償還期間及び据置期間)</p>	<p>(ア) 新設に伴い必要なもの(病院及び助産所を除く。)</p> <p>(イ) 災害の復旧のために必要なもの</p> <p><u>(ウ) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営の安定化を図るために必要なもので、機構が別に定めるもの(以下「経営安定化資金」という。)</u></p> <p>イ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(償還期間及び据置期間)</p>																									
<p>第25条 貸付金の償還期間及び据置期間は、次の表の「貸付金の種類」の区分に応じ、それぞれ「償還期間」及び「据置期間」の欄に掲げる期間とする。ただし、災害が発生した場合、<u>感染症等当該施設の責に帰することができない事由により機能を停止した場合又は別に定める特定の病院及び診療所に対する貸付けの場合</u>にあつては、<u>機構の理事長が別に定める。</u></p>	<p>第25条 貸付金の償還期間及び据置期間は、次の表の「貸付金の種類」の区分に応じ、それぞれ「償還期間」及び「据置期間」の欄に掲げる期間とする。ただし、災害が発生した場合又は別に定める特定の病院及び診療所に対する貸付けの場合にあつては、<u>機構が特に認めるときはこれを超えることができる。</u></p>																									
<table border="1" data-bbox="185 746 1070 946"> <thead> <tr> <th>貸付金の種類</th> <th>償還期間</th> <th>据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新築資金</td> <td rowspan="2">30年以内</td> <td rowspan="2">3年以内</td> </tr> <tr> <td>増改築資金</td> </tr> <tr> <td>機械購入資金</td> <td>5年以内</td> <td rowspan="2">6月以内</td> </tr> <tr> <td>長期運転資金</td> <td>3年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考)</p> <p><u>ア 機械購入資金のうち、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成20年厚生労働省告示第129号)に規定する先進医療に使用する機械を購入する資金(病院に限る。)にあつては、償還期間については10年以内とする。</u></p> <p><u>イ 長期運転資金のうち、経営安定化資金にあつては、償還期間については5年以内(特に必要と認められる場合は7年以内)、据置期間については1年以内とする。</u></p>	貸付金の種類	償還期間	据置期間	新築資金	30年以内	3年以内	増改築資金	機械購入資金	5年以内	6月以内	長期運転資金	3年以内	<table border="1" data-bbox="1171 746 2056 946"> <thead> <tr> <th>貸付金の種類</th> <th>償還期間</th> <th>据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新築資金</td> <td><u>25年以内</u></td> <td rowspan="2">3年以内</td> </tr> <tr> <td>増改築資金</td> <td><u>20年以内</u></td> </tr> <tr> <td>機械購入資金</td> <td>5年以内</td> <td rowspan="2">6月以内</td> </tr> <tr> <td>長期運転資金</td> <td>3年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考)</p> <p>長期運転資金のうち、経営安定化資金にあつては、償還期間については5年以内(特に必要と認められる場合は7年以内)、据置期間については1年以内とする。</p>	貸付金の種類	償還期間	据置期間	新築資金	<u>25年以内</u>	3年以内	増改築資金	<u>20年以内</u>	機械購入資金	5年以内	6月以内	長期運転資金	3年以内
貸付金の種類	償還期間	据置期間																								
新築資金	30年以内	3年以内																								
増改築資金																										
機械購入資金	5年以内	6月以内																								
長期運転資金	3年以内																									
貸付金の種類	償還期間	据置期間																								
新築資金	<u>25年以内</u>	3年以内																								
増改築資金	<u>20年以内</u>																									
機械購入資金	5年以内	6月以内																								
長期運転資金	3年以内																									
<p>(貸付金の限度額)</p> <p>第26条 貸付金の限度額は、開設する1施設又は1事業所当たり次の各号のいずれか低い額とする。</p> <p>(1) 所要資金の100分の80以内の額。ただし、次のアからエに掲げる資金については、所要資金の100分の90以内の額とし、長期運転資金のうちの経営</p>	<p>(貸付金の限度額)</p> <p>第26条 貸付金の限度額は、開設する1施設又は1事業所当たり次の各号のいずれか低い額とする。</p> <p>(1) 所要資金の100分の80以内の額。ただし、次のア及びイに掲げる施設については、所要資金の100分の90以内の額とし、長期運転資金のうちの経営</p>																									

新	旧																								
<p>安定化資金については、所要資金の額とする。</p> <p>ア 療養病床を有しない病院であって病床数が200床未満の病院に係る資金</p> <p>イ 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修を行う病院（長期運転資金を除く。）に係る資金</p> <p>ウ 社会医療法人を貸付けの相手方とする医療関係施設に係る資金</p> <p>エ 地球温暖化対策施設整備事業実施要綱（平成21年3月30日医政発第0330008号）に規定する病院及び診療所が行う地球温暖化対策施設整備事業のための貸付けに係る資金</p>	<p>安定化資金については、所要資金の額とする。</p> <p>ア 療養病床を有しない病院であって病床数が200床未満の病院に係る資金</p> <p>イ 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修を行う病院（長期運転資金を除く。）</p>																								
<p>(2) 次の表の「貸付金の種類」の区分に応じ、「金額」の欄に掲げる額</p>	<p>(2) 次の表の「貸付金の種類」の区分に応じ、「金額」の欄に掲げる額</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付金の種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新築資金</td> <td>7億2千万円</td> </tr> <tr> <td>増改築資金 (いずれも、土地取得資金を除く。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新築資金又は増改築資金のうちの土地取得資金</td> <td>3億円</td> </tr> <tr> <td>機械購入資金</td> <td>7億2千万円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	貸付金の種類	金額	新築資金	7億2千万円	増改築資金 (いずれも、土地取得資金を除く。)		新築資金又は増改築資金のうちの土地取得資金	3億円	機械購入資金	7億2千万円	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付金の種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新築資金</td> <td>7億2千万円</td> </tr> <tr> <td>増改築資金 (いずれも、土地取得資金を除く。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新築資金又は増改築資金のうちの土地取得資金</td> <td>3億円</td> </tr> <tr> <td>機械購入資金</td> <td>6千万円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	貸付金の種類	金額	新築資金	7億2千万円	増改築資金 (いずれも、土地取得資金を除く。)		新築資金又は増改築資金のうちの土地取得資金	3億円	機械購入資金	6千万円	(略)	(略)
貸付金の種類	金額																								
新築資金	7億2千万円																								
増改築資金 (いずれも、土地取得資金を除く。)																									
新築資金又は増改築資金のうちの土地取得資金	3億円																								
機械購入資金	7億2千万円																								
(略)	(略)																								
貸付金の種類	金額																								
新築資金	7億2千万円																								
増改築資金 (いずれも、土地取得資金を除く。)																									
新築資金又は増改築資金のうちの土地取得資金	3億円																								
機械購入資金	6千万円																								
(略)	(略)																								
<p>2 災害が発生した場合、感染症等当該施設の責に帰することができない事由により機能を停止した場合、特定の病院等の範囲及び当該特定の病院等についての貸付金の限度額等について（平成15年10月1日医政発第1001001号）に基づき貸付けを行う場合又は未耐震の医療機関が行う耐震化整備のために貸付けを行う場合は、前項の規定にかかわらず、機構の理事長が別に定める。</p>	<p>2 災害が発生した場合又は特定の病院等の範囲及び当該特定の病院等についての貸付金の限度額等について（平成15年10月1日医政発第1001001号）に基づき貸付けを行う場合は、前項の規定によらないことができる。</p>																								
<p>(国立病院等の資産の譲受に要する資金の貸付け)</p>	<p>(国立病院等の資産の譲受に要する資金の貸付け)</p>																								
<p>第27条 独立行政法人国立病院機構法施行令附則第21条第1項第1号、第2号又は第4号の規定により、独立行政法人国立病院機構から国立病院等の用に供されている資産を減額した価額で譲渡を受ける場合の資金の貸付けについては、第22条から前条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げるところによるものとする。</p>	<p>第27条 独立行政法人国立病院機構法施行令附則第21条第1項第1号、第2号又は第4号の規定により、独立行政法人国立病院機構から国立病院等の用に供されている資産を減額した価額で譲渡を受ける場合の資金の貸付けについては、第22条から前条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げるところによるものとする。</p>																								
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>																								
<p>(4) 償還期間及び据置期間</p>	<p>(4) 償還期間及び据置期間</p>																								
<p>ア 償還期間 30年以内（ただし、当該国立病院等の用に供されている資産の耐用年数を限度とする。）</p>	<p>ア 償還期間 25年以内（ただし、当該国立病院等の用に供されている資産の耐用年数を限度とする。）</p>																								

新	旧
<p>イ 据置期間 3年以内 (5) (略) (助成対象事業及び対象者)</p> <p>第32条 機構法第12条第1項第7号の規定に基づく社会福祉振興事業を行う者に対する助成(以下「助成」という。)の対象となる者は、社会福祉を振興するための事業であって、次の各号に掲げるものを行う者(国及び地方公共団体を除く。)とする。</p> <p>(1) <u>福祉活動・社会参加促進活動支援事業</u></p> <p>(2) <u>地域連携活動支援事業</u></p> <p>(3) <u>全国的・広域的ネットワーク活動支援事業</u> (調査研究等の業務)</p> <p>第36条 機構法第12条第1項第8号の規定に基づく社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修の業務は、<u>第32条各号に掲げる助成対象事業の推進を図るために必要なものとする。</u></p>	<p>イ 据置期間 3年以内 (5) (略) (助成対象事業及び対象者)</p> <p>第32条 機構法第12条第1項第7号の規定に基づく社会福祉振興事業を行う者に対する助成(以下「助成」という。)の対象となる者は、社会福祉を振興するための事業であって、次の各号に掲げるものを行う者(国及び地方公共団体を除く。)とする。</p> <p>(1) <u>社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は全国若しくは広域的な普及等を念頭に施策等を補完若しくは充実させる事業</u></p> <p>(2) <u>社会福祉諸制度の対象外のニーズその他地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業</u></p> <p>(3) <u>障害者スポーツを通じ障害者の社会参加を促進する事業</u> (調査研究等の業務)</p> <p>第36条 機構法第12条第1項第8号の規定に基づく社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修(以下「調査研究等」という。)の業務は、<u>次の各号に掲げる業務とする。</u></p> <p>(1) <u>社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は全国若しくは広域的な普及等を念頭に施策等を補完若しくは充実させる事業の推進を図るために必要な調査研究等</u></p> <p>(2) <u>社会福祉諸制度の対象外のニーズその他地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業の推進を図るために必要な調査研究等</u></p> <p>(3) <u>障害者スポーツを通じ障害者の社会参加を促進する事業の推進を図るために必要な調査研究等</u></p>
<p>附 則</p> <p>第5条 <u>削除</u></p> <p>第6条 <u>削除</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>(貸付対象施設の特例)</u></p> <p>第5条 平成20年度から平成22年度までの間において、第4条第1項の表の「貸付対象施設」の欄のオ中「<u>老人福祉施設(軽費老人ホームのうちA型及びB型並びに老人福祉センターを除く。)</u>」とあるのは「<u>老人福祉施設(老人福祉センターを除く。また、軽費老人ホームのうちA型及びB型にあっては、石綿の除去等のための整備事業、災害復旧のための整備事業及び地震防災対策のための改築又は改修のための整備事業に限る。)</u>」とする。</p> <p><u>(地震防災対策のための改築又は改修事業等に係る貸付金の限度額の特例)</u></p> <p>第6条 <u>平成20年度から平成22年度までの間において、別表8に掲げる木造施</u></p>

新	旧
<p>(石綿の除去等のための整備事業に係る貸付けの特例)</p> <p>第7条 平成20年度から平成23年度までの間において、第4条第1項の表の「貸付対象施設」の欄のオ及びサ中「<u>軽費老人ホームのうちA型及びB型にあっては、第17条第2項第1号及び第2号に該当する場合に限る。</u>」とあるのは「<u>軽費老人ホームのうちA型及びB型にあっては、第17条第2項第1号及び第2号に該当する場合並びに石綿の除去等のための整備事業のために貸付けを行う場合に限る。</u>）」とする。</p> <p>2 平成18年度から平成23年度までの間において、石綿の除去等のための整備事業のために貸し付ける貸付金に係る第17条及び第26条第1項に規定する貸付金の限度額については、第17条第1号中「<u>所要資金の100分の75</u>」とあるのは「<u>所要資金の100分の80</u>」と、「<u>所要資金の100分の50</u>」とあるのは「<u>所要資金の100分の80</u>」と、「<u>所要資金の100分の70</u>」とあるのは「<u>所要資金の100分の80</u> (ただし、特定有料老人ホームについては、<u>所要資金の100分の75</u>)」と、第17条第2号中「<u>所要資金の100分の70</u>」とあるのは「<u>所要資金の100分の80</u>」と、第17条第3号中「<u>所要資金の100分の70</u>」とあるのは「<u>所要資金の100分の75</u>」と、第26条第1項中「<u>所要資金の100分の80以内の額</u>」とあるのは「<u>所要資金の100分の85以内の額</u>」とする。</p>	<p>設の整備事業であって、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第4条第1項及び第3項又は地震防災対策特別措置法(平成7年法律第110号)第4条第1項及び第3項の規定により国の負担又は補助の特例の適用を受けて実施する改築又は改修事業のために貸し付ける貸付金及び災害復旧のための整備事業のために貸し付ける貸付金に係る第17条に規定する貸付金の限度額については、第17条第1号中「<u>所要資金の100分の75</u>」とあるのは「<u>所要資金の100分の80</u>」と、「旧法に規定する知的障害者援護施設、旧法に規定する身体障害者更生援護施設、旧法に規定する精神障害者社会復帰施設及び特定有料老人ホームについては<u>所要資金の100分の70</u>」とあるのは「<u>旧法に規定する知的障害者援護施設、旧法に規定する身体障害者更生援護施設及び旧法に規定する精神障害者社会復帰施設については100分の80、特定有料老人ホームについては所要資金の100分の75</u>」と、第17条第2号中「<u>所要資金の100分の70</u>」とあるのは「<u>所要資金の100分の80</u>」と、第17条第3号中「<u>所要資金の100分の70</u>」とあるのは「<u>所要資金の100分の75</u>」とする。</p> <p>(石綿の除去等のための整備事業に係る貸付金の限度額の特例)</p> <p>第7条 平成18年度から平成22年度までの間において、石綿の除去等のための整備事業のために貸し付ける貸付金に係る第17条及び第26条第1項に規定する貸付金の限度額については、第17条第1号中「<u>所要資金の100分の75</u>」とあるのは「<u>所要資金の100分の80</u>」と、「<u>旧法に規定する知的障害者援護施設、旧法に規定する身体障害者更生援護施設、旧法に規定する精神障害者社会復帰施設及び特定有料老人ホームについては所要資金の100分の70</u>」とあるのは「<u>旧法に規定する知的障害者援護施設、旧法に規定する身体障害者更生援護施設及び旧法に規定する精神障害者社会復帰施設については100分の80、特定有料老人ホームについては所要資金の100分の75</u>」と、第17条第2号中「<u>所要資金の100分の70</u>」とあるのは「<u>所要資金の100分の80</u>」と、第17条第3号中「<u>所要資金の100分の70</u>」とあるのは「<u>所要資金の100分の75</u>」と、第26条第1項</p>

新	旧												
<p>3 平成19年度から平成23年度までの間において、病院の乙種増改築資金又は診療所の増改築資金のうち、医療施設近代化施設整備事業（医療施設の患者療養環境の改善のための施設整備事業をいう。）の対象であって、療養病床を整備するものであり、かつ、石綿の除去等のための整備事業のために貸し付ける貸付金に係る第26条第1項に規定する貸付金の限度額については、第26条第1項及び前項の規定にかかわらず、所要資金の100分の90以内額とする。</p> <p>（社会福祉事業施設等に対する貸付けの特例）</p>	<p>2 平成19年度から平成22年度までの間において、病院の乙種増改築資金又は診療所の増改築資金のうち、医療施設近代化施設整備事業（医療施設の患者療養環境の改善のための施設整備事業をいう。）の対象であって、療養病床を整備するものであり、かつ、石綿の除去等のための整備事業のために貸し付ける貸付金に係る第26条第1項に規定する貸付金の限度額については、第26条第1項及び前項の規定にかかわらず、所要資金の100分の90以内額とする。</p> <p>（社会福祉事業施設等に対する貸付金の限度額等の特例）</p>												
<p>第8条 削除</p>	<p>第8条 削除</p>												
<p>第9条 平成18年10月1日から障害者自立支援法附則第1条第3号に規定する日以後3か月経過するまでの間、次の表の左の欄中に掲げる施設を平成18年9月30日に行っていた法人であって、右の欄中に掲げる施設又は事業を平成18年10月1日以降に行う法人に対する経営資金並びに児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を平成18年9月30日に行っていた法人であって、平成18年10月1日以降も当該施設を行う法人に対する経営資金の貸付けに係る貸付金の使途、据置期間並びに貸付金の限度額については、第6条、第16条並びに第17条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。</p>	<p>第9条 平成18年10月1日から障害者自立支援法附則第1条第3号に規定する日以後3か月経過するまでの間、次の表の左の欄中に掲げる施設を平成18年9月30日に行っていた法人であって、右の欄中に掲げる施設又は事業を平成18年10月1日以降に行う法人に対する経営資金並びに児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を平成18年9月30日に行っていた法人であって、平成18年10月1日以降も当該施設を行う法人に対する経営資金の貸付けに係る貸付金の使途、据置期間並びに貸付金の限度額については、第6条、第16条並びに第17条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。</p>												
<p>(1) 貸付金の使途については、次の表の左の欄中に掲げる施設を平成18年9月30日に行っていた法人であって、右の欄中に掲げる障害者自立支援法に規定する共同生活介護を行う事業及び共同生活援助を行う事業の経営に必要な資金を含むものとする。</p>	<p>(1) 貸付金の使途については、次の表の左の欄中に掲げる施設を平成18年9月30日に行っていた法人であって、右の欄中に掲げる共同生活介護を行う事業及び共同生活援助を行う事業の経営に必要な資金を含むものとする。</p>												
<p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(2)・(3) (略)</p>												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="183 1123 622 1200">知的障害者福祉法に規定する知的障害者援護施設</td> <td data-bbox="622 1123 1061 1200">旧法に規定する知的障害者援護施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 1200 622 1276">身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生援護施設</td> <td data-bbox="622 1200 1061 1276">旧法に規定する身体障害者更生援護施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 1276 622 1436">精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者社会復帰施設</td> <td data-bbox="622 1276 1061 1436">旧法に規定する精神障害者社会復帰施設 障害者自立支援法に規定する療養介護を行う事業</td> </tr> </table>	知的障害者福祉法に規定する知的障害者援護施設	旧法に規定する知的障害者援護施設	身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生援護施設	旧法に規定する身体障害者更生援護施設	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者社会復帰施設	旧法に規定する精神障害者社会復帰施設 障害者自立支援法に規定する療養介護を行う事業	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 1123 1608 1200">知的障害者福祉法に規定する知的障害者援護施設</td> <td data-bbox="1608 1123 2047 1200">旧法に規定する知的障害者援護施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1200 1608 1276">身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生援護施設</td> <td data-bbox="1608 1200 2047 1276">旧法に規定する身体障害者更生援護施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1276 1608 1436">精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者社会復帰施設</td> <td data-bbox="1608 1276 2047 1436">旧法に規定する精神障害者社会復帰施設 障害者自立支援法に規定する療養介護を行う事業</td> </tr> </table>	知的障害者福祉法に規定する知的障害者援護施設	旧法に規定する知的障害者援護施設	身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生援護施設	旧法に規定する身体障害者更生援護施設	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者社会復帰施設	旧法に規定する精神障害者社会復帰施設 障害者自立支援法に規定する療養介護を行う事業
知的障害者福祉法に規定する知的障害者援護施設	旧法に規定する知的障害者援護施設												
身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生援護施設	旧法に規定する身体障害者更生援護施設												
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者社会復帰施設	旧法に規定する精神障害者社会復帰施設 障害者自立支援法に規定する療養介護を行う事業												
知的障害者福祉法に規定する知的障害者援護施設	旧法に規定する知的障害者援護施設												
身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生援護施設	旧法に規定する身体障害者更生援護施設												
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者社会復帰施設	旧法に規定する精神障害者社会復帰施設 障害者自立支援法に規定する療養介護を行う事業												

新		旧									
	生活介護を行う事業 共同生活介護を行う事業 障害者支援施設 自立訓練を行う事業 就労移行支援を行う事業 就労継続支援を行う事業 共同生活援助を行う事業		生活介護を行う事業 共同生活介護を行う事業 障害者支援施設 自立訓練を行う事業 就労移行支援を行う事業 就労継続支援を行う事業 共同生活援助を行う事業								
<p>(保育所及び放課後児童健全育成事業の整備事業に係る貸付金の限度額の特例)</p> <p>第14条 平成21年度から平成26年度までの間において、保育所及び児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業の整備事業のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第17条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。</p> <p>(1) 所要資金の100分の90</p> <p>(2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の100分の70 (金融機関との取引状況の悪化に係る経営安定化資金の特例)</p> <p>第15条 平成21年4月21日から平成24年3月31日までの間において、経済情勢の悪化による経営環境の変化により、一時的に資金不足を生じている施設のために貸し付ける長期運転資金のうちの経営安定化資金(金融機関との取引状況の変化で資金繰りに困難を来している病院へ貸し付ける貸付金に限る。)に係る第25条に規定する償還期間及び第26条第1項に規定する貸付金の限度額については、第25条及び第26条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td>貸付金の限度額</td> <td>所要資金の額又は7億2千万円のいずれか低い額</td> </tr> </table> <p>(出産育児一時金等の見直しに係る経営安定化資金の特例)</p> <p>第16条 平成21年6月1日から平成24年3月31日までの間において、出産育児一時金等の見直しに伴う長期運転資金のうちの経営安定化資金に係る第23条第1項第2号ア中(ウ)の「病院、診療所又は介護老人保健施設」とあるのは、「病院、診療所、介護老人保健施設又は助産所」とする。</p> <p>2 前項の期間において、出産育児一時金等の見直しに伴う長期運転資金のうちの経営安定化資金に係る第26条第1項に規定する貸付金の限度額については、第26条第1項、附則(平成15年10月1日施行)第10条の2第2項及び第15条の規定にかかわらず、機構の理事長が定める。</p>		償還期間	10年以内	貸付金の限度額	所要資金の額又は7億2千万円のいずれか低い額	<p>(保育所及び放課後児童健全育成事業の整備事業に係る貸付金の限度額の特例)</p> <p>第14条 平成21年度及び平成22年度において、保育所及び児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業の整備事業のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第17条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。</p> <p>(1) 所要資金の100分の90</p> <p>(2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の100分の70 (金融機関との取引状況の悪化に係る経営安定化資金の特例)</p> <p>第15条 平成21年4月21日から平成23年3月31日までの間において、経済情勢の悪化による経営環境の変化により、一時的に資金不足を生じている施設のために貸し付ける長期運転資金のうちの経営安定化資金(金融機関との取引状況の変化で資金繰りに困難を来している病院へ貸し付ける貸付金に限る。)に係る第25条に規定する償還期間及び第26条第1項に規定する貸付金の限度額については、第25条及び第26条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td>貸付金の限度額</td> <td>所要資金の額又は7億2千万円のいずれか低い額</td> </tr> </table> <p>(出産育児一時金等の見直しに係る経営安定化資金の特例)</p> <p>第16条 平成21年6月1日から平成23年3月31日までの間において、出産育児一時金等の見直しに伴う長期運転資金のうちの経営安定化資金に係る第23条第1項第2号ア中(ウ)の「病院、診療所又は介護老人保健施設」とあるのは、「病院、診療所、介護老人保健施設又は助産所」とする。</p> <p>2 前項の期間において、出産育児一時金等の見直しに伴う長期運転資金のうちの経営安定化資金に係る第26条第1項に規定する貸付金の限度額については、第26条第1項、附則(平成15年10月1日施行)第10条の2第2項及び第15条の規定にかかわらず、機構の理事長が定める。</p>		償還期間	10年以内	貸付金の限度額	所要資金の額又は7億2千万円のいずれか低い額
償還期間	10年以内										
貸付金の限度額	所要資金の額又は7億2千万円のいずれか低い額										
償還期間	10年以内										
貸付金の限度額	所要資金の額又は7億2千万円のいずれか低い額										

新	旧
---	---

第17条 削除

(経営環境変化に係る経営資金の特例)
 第17条 平成21年6月5日から平成22年3月31日までの間において、次の表の「貸付対象施設」の欄に掲げる施設を行う法人であって、経済情勢の悪化による経営環境の変化により、一時的に資金不足を生じている法人に対する経営資金の貸付けに係る貸付けの相手方については、第4条第1項の規定にかかわらず、同表の「貸付対象施設」の区分に応じ「貸付けの相手方」の欄に掲げる者とする。

貸付対象施設	貸付けの相手方
ア 障害者自立支援法に規定する就労移行支援事業及び就労継続支援事業を行う施設	ア 社会福祉法人
	イ 日本赤十字社
	ウ 施行令第2条第4号に規定する医療法人
	エ 施行令第2条第4号に規定する一般社団法人又は一般財団法人
イ 旧法に規定する精神障害者社会復帰施設のうち精神障害者授産施設及び精神障害者福祉工場	ア 社会福祉法人
	イ 日本赤十字社
	ウ 医療法人
	エ 一般社団法人又は一般財団法人
	オ 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

(社会保険病院等の資産の譲受に要する資金の貸付け)
 第18条 平成21年6月5日から平成24年9月30日までの間において、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構における社会保険病院及び厚生年金病院の譲渡等について(平成21年3月6日厚生労働省発社保第0306001号)に基づき、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構から社会保険病院又は

(社会保険病院等の資産の譲受に要する資金の貸付け)
 第18条 平成21年6月5日から平成24年9月30日までの間において、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構における社会保険病院及び厚生年金病院の譲渡等について(平成21年3月6日厚生労働省発社保第0306001号)に基づき、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構から社会保険病院又は

新	旧
<p>厚生年金病院（それぞれに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の用に供されている資産の譲渡を受け、当該資産を引き続き医療機関（それぞれに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。）の用に供しようとする場合の資金の貸付けについては、第22条から第26条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 償還期間及び据置期間</p> <p>ア 償還期間 30年以内（ただし、当該社会保険病院等の用に供されている資産の耐用年数を限度とする。）</p> <p>イ 据置期間 3年以内</p> <p>(5) (略)</p> <p>(医療機関の耐震化整備に係る貸付けの特例)</p> <p>第19条 平成21年6月5日から平成24年3月31日までの間において、医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領（平成21年6月5日医政発第0605010号）に規定する耐震化整備指定医療機関が行う耐震化整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第24条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとする。</p> <p>(地域医療再生計画に係る貸付けの特例)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(社会福祉施設等の耐震化整備に係る貸付けの特例)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(介護基盤の緊急整備に係る貸付けの特例)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(スプリンクラー整備に係る貸付けの特例)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る貸付けの特例)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>附 則（平成23年●月●日厚生労働大臣認可）</p> <p>第1条 この業務方法書の一部変更は、平成23年4月1日から施行する。ただ</p>	<p>厚生年金病院（それぞれに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の用に供されている資産の譲渡を受け、当該資産を引き続き医療機関（それぞれに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。）の用に供しようとする場合の資金の貸付けについては、第22条から第26条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 償還期間及び据置期間</p> <p>ア 償還期間 25年以内（ただし、当該社会保険病院等の用に供されている資産の耐用年数を限度とする。）</p> <p>イ 据置期間 3年以内</p> <p>(5) (略)</p> <p>(医療機関の耐震化整備に係る融資条件の特例)</p> <p>第19条 平成21年6月5日から平成23年3月31日までの間において、医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領（平成21年6月5日医政発第0605010号）に規定する耐震化整備指定医療機関が行う耐震化整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第24条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとし、<u>未耐震の医療機関（未耐震と証明された建物及び耐震診断の結果I s値が0.6未満の建物をいう。）</u>が行う耐震化整備のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第26条の規定にかかわらず、<u>所要資金の100分の90以内の額とする。</u></p> <p>(地域医療再生計画に係る融資条件の特例)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の特例)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(介護基盤の緊急整備に係る融資条件の特例)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(スプリンクラー整備に係る融資条件の特例)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る貸付金の用途等の特例)</p> <p>第24条 (略)</p>

新	旧
---	---

し、第16条第1項第1号及び第2項第1号並びに第25条の改正規定は平成23年4月1日から施行し、同日以降に貸付契約を行う貸付けから適用する。

第2条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の第4条、第17条、第22条及び別表9の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

別表9

区分	施設及び事業の種類
1 身体障害者福祉法	身体障害者福祉センター 補装具製作施設 盲導犬訓練施設
2 母子及び寡婦福祉法	母子福祉センター 母子休養ホーム
3 社会福祉法	盲人ホーム 地域福祉センター 障害者生活支援センター

別表10

区分	施設及び事業の種類
1 (略)	(略)
2 児童福祉法	知的障害児施設 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設 重症心身障害児施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立生活援助事業 保育所 乳児院(第8条に規定する貸付けに限る。) 母子生活支援施設(第8条に規定する貸付け又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者の一時保護

別表9

区分	施設及び事業の種類
1 (略)	(略)
2 児童福祉法	知的障害児施設 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設 重症心身障害児施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立生活援助事業 保育所 乳児院(第8条に規定する貸付けに限る。) 母子生活支援施設(第8条に規定する貸付けに限る。)

新		旧	
	委託のための居室を整備するものに限る。 児童養護施設（第8条に規定する貸付けに限る。）		児童養護施設（第8条に規定する貸付けに限る。）
3・4 (略)	(略)	3・4 (略)	(略)